

証券コード2721
2024年3月14日

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイホールディングス
代表取締役社長 眞 野 定 也

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://jholdings.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスし、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2721」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月28日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月29日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館 別館 1階 セミナールームD
※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第32期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2024年3月28日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

本サイトでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 0120-652-031 受付時間 9:00~21:00
--

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策の継続などにより、企業収益や雇用環境について回復基調が見られるものの、円安傾向の進行による燃料価格及び原材料価格の高騰等により、当社グループが関連する業界等におきましても、先行きが不透明な状況は依然として続いております。

こうした環境下、当社グループは、

- ・ フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
- ・ 不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図っている「不動産事業」
- ・ デジタル・マーケティング業務として動画広告営業を行っている「Web事業」
- ・ 太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業を行う「太陽光事業」
- ・ 産業廃棄物処理施設の管理、運営等を行う「環境ソリューション事業」

の5つの事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高175,433千円（前期比56.9%増）、営業損失279,841千円（前期は201,040千円の営業損失）、経常損失279,261千円（前期は205,559千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失296,785千円（前期は270,200千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(スポーツ事業)

つかしん店（兵庫県）では、天候不順等による週末のフットサルイベントの中止が頻発したことなどから減収減益となりました。また、東山田店（神奈川県）では、個人を対象としたフットサルイベントの開催に注力したものの、施設の改善にかかる修繕費用の負担があったことから増収減益となりました。

その結果、売上高は111,013千円（前期比1.1%増）、営業利益は28,927千円（前期比9.6%減）となりました。

（不動産事業）

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針でしたが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は8,838千円（前期は7,936千円の営業損失）となりました。

（Web事業）

Web関連事業に関しましては、2023年6月末までに売上高が計上できず、2023年7月1日より事業を休止していることから当連結会計年度で売上高は計上されず（前期は2,000千円の売上高）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は9,567千円（前期は9,094千円の営業損失）となりました。

（太陽光事業）

太陽光事業に関しましては、2020年10月1日より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売・仲介事業を開始しました。当連結会計年度においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず（前期売上高は一千円）、営業損失は18,297千円（前期は9,994千円の営業損失）となりました。

（環境ソリューション事業）

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチビー株式会社の全株式を取得し、同社を子会社化いたしました。これにより、当社グループは新規事業として「環境ソリューション事業」を開始することいたしました。当連結会計年度においては、2023年3月17日より産業廃棄物の受入を開始したことにより売上高は64,420千円（前期売上高は一千円）となりましたが、開業準備費用及びのれん償却額の負担があるため、営業損失は108,337千円（前期は38,384千円の営業損失）となりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期	第30期	第31期	第32期
	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	(当連結会計年度) 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売 上 高	1,222,163千円	116,196千円	111,820千円	175,433千円
経 常 損 失 (△)	△118,035千円	△128,562千円	△205,559千円	△279,261千円
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失)	66,809千円	△150,929千円	△270,200千円	△296,785千円
1株当たり当期純利益 (△損失)	21.76円	△34.83円	△54.14円	△44.81円
純 資 産	382,310千円	231,380千円	479,333千円	282,447千円
総 資 産	444,534千円	256,192千円	515,668千円	331,097千円
1株当たり純資産額	80.62円	45.79円	71.53円	38.13円

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期	第30期	第31期	第32期
	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	(当事業年度) 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
営業収益 (売上高)	86,962千円	18,049千円	19,854千円	19,472千円
経 常 損 失 (△)	△125,046千円	△116,319千円	△151,613千円	△139,043千円
当 期 純 損 失 (△)	△210,260千円	△203,782千円	△136,290千円	△188,039千円
1株当たり当期純損失 (△)	△68.49円	△47.03円	△27.31円	△28.39円
純 資 産	327,934千円	124,152千円	506,014千円	417,874千円
総 資 産	409,733千円	188,387千円	573,640千円	490,577千円
1株当たり純資産額	68.07円	21.05円	75.75円	58.26円

(注) 1. 1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

(全般)

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、産業廃棄物中間処理施設の運営会社に対して、セール&リースバックを主軸とした資金調達に関する助言業務を実施し、収益化を図ってまいります。

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

当社100%子会社である株式会社アセット・ジーニアスが展開するWeb事業については、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源を確保すべく試行してまいりました。しかしながら、第2四半期連結累計期間においても売上高を計上できず、営業損失を計上したことから、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において2023年7月1日付でWeb事業を休止することといたしました。これにより、当社グループ全体としての損益改善を進めてまいります。

太陽光事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社の利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。

当社連結子会社である株式会社ジェイクレストが2022年9月29日付で安定型最終処分場を運営するエイチビー株式会社の全株式を取得し、同年11月より当社グループの新規事業として環境ソリューション事業を開始することといたしました。同事業では、M&Aによる成長戦略を基本方針とし、同社に加えて、産業廃棄物中間処理施設運営会社、最終処分場運営会社を取得し業容の拡大を図ります。

(人的資源の充実)

人的資源の充実は、中長期的成長を達成するための最重要課題であるとの認識の下、各事業において人材の充実を図るため、専門性の高い人材を採用するほか、教育、トレーニングを行い、顧客満足度の高い人材を育成してまいります。

(商品ブランド、企業ブランドの確立)

当社グループが提供するサービスでは、顧客に安心感を与え信頼できる内容のサービスを提供することで、商品ブランド・企業ブランドの構築を進めてまいります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては新株予約権の行使により99,900千円の資金調達を行いました。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,430千円であります。その主要内容は、スポーツ事業を展開する株式会社ジェイスポーツにおいて、フットサルコートの新築3,977千円を取得したものであります。また、環境ソリューション事業を展開するエイチビー株式会社において、安定型最終処分場運営のための車両運搬具353千円、構築物1,850千円、工具器具備品120千円を取得しております。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度より、当社の連結子会社である株式会社ジェイクレストの100%子会社として合同会社クレストソーラーを新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ジェイスports	10,000千円	100.0%	スポーツ事業
株式会社ジェイリードパートナーズ	20,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社アセット・ジーニアス	10,000千円	100.0%	Web事業
株式会社ジェイクレスト	50,000千円	100.0%	太陽光事業
合同会社クレストソーラー	1,000千円	100.0% (100.0%)	太陽光事業
エイチビー株式会社	10,000千円	100.0% (100.0%)	環境ソリューション事業

- (注) 1. 当連結会計年度より、当社の連結子会社である株式会社ジェイクレストの100%子会社として合同会社クレストソーラーを新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めております。
2. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	エイチビー株式会社
特定完全子会社の住所	岡山県倉敷市児島下の町三丁目9番58号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	320,000千円
当社の総資産額	490,577千円

(11) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、当社を持株会社とし、「スポーツ事業」を展開する株式会社ジェイスports、「不動産事業」を展開する株式会社ジェイリードパートナーズ、「Web事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアス、「太陽光事業」を展開する株式会社ジェイクレスト及び合同会社クレストソーラー、「環境ソリューション事業」を展開するエイチビー株式会社の連結子会社6社で構成されております。

<スポーツ事業>

株式会社ジェイスportsが、スポーツ事業を展開しております。スポーツ事業では、フットサル施設の運営を行っております。神奈川県に1ヶ所「フットボールパーク東山田」、兵庫県に1ヶ所「フットサルコートつかしん」の合計2店舗において、フットサルコートのレンタル、フットサルスクールの開催、フットサルイベントの企画運営を行っております。

<不動産事業>

株式会社ジェイリードパートナーズが、不動産事業を展開しております。不動産事業では、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る事業を展開しております。

<Web事業>

株式会社アセット・ジーニアスが、Web事業を展開しております。Web事業では、デジタル・マーケティング業務として動画広告営業を行う事業を展開しております。なお、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から、2023年6月30日開催の取締役会において第3四半期連結会計期間の期首（2023年7月1日）より、Web事業を休止することを決議いたしました。

<太陽光事業>

株式会社ジェイクレスト及び合同会社クレストソーラーが、太陽光事業を展開しております。太陽光事業では、太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業を展開しております。

<環境ソリューション事業>

エイチビー株式会社が、環境ソリューション事業を展開しております。環境ソリューション事業では、産業廃棄物処理施設の管理、運営等を行っております。

(12) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

当 社	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイスポーツ	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社アセット・ジーニアス	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイリードパートナーズ	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイクレスト	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
合同会社クレストソーラー	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
エイチビー株式会社	岡山県倉敷市児島下の町三丁目9番58号

店 舗

フットボールパーク東山田

（神奈川県横浜市都筑区）

フットサルコートつかしん

（兵庫県尼崎市塚口本町）

最終処分場

ジェイ・グリーンヒルズ倉敷

（岡山県倉敷市児島下の町）

(13) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ス ポ ー ツ 事 業	6 (3)	1 (-)
不 動 産 事 業	- (-)	- (-)
W e b 事 業	- (-)	- (-)
太 陽 光 事 業	1 (-)	1 (-)
環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	- (-)	- (-)
全 社（ 共 通 ）	3 (-)	△1 (-)
合 計	10 (3)	1 (-)

(注) 1. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	△1名	45.7歳	4.8年

(14) 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、「連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 25,000,000株

(注) 2023年3月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より8,000,000株増加し、25,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 6,728,500株（自己株式20株を含む）

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は410,000株増加しております。

(3) 株主数 2,022名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
L G T B A N K L T D	1,044,500 株	15.52 %
楽 天 証 券 株 式 会 社	522,900	7.77
青 山 洋 一	430,000	6.39
日 高 早 斗	400,000	5.94
中 谷 正 和	363,000	5.39
森 上 和 樹	360,000	5.35
株 式 会 社 ク ロ ス ウ ォ ー ク	153,300	2.27
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	116,200	1.72
久 保 剛 史	110,000	1.63
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M I L M F E	102,000	1.51

(注) 持株比率は自己株式（20株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第7回新株予約権（有償ストックオプション）
決議年月日	2022年8月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役除く） 3名
新株予約権の数	当社取締役（社外取締役除く）3,000個（注）1
新株予約権と引換えに払込まれる金額	新株予約権1個当たり100円（総額300,000円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり270円
新株予約権の行使期間	2022年9月2日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額270円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注) 2

(注) 1. 上記新株予約権3,000個のうち当事業年度において行使されたものはありません。
2023年12月31日現在の未行使新株予約権は3,000個であります。

2. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年8月17日付で発行を決議した第三者割当による当社第6回新株予約権の内容は次のとおりであります。

	第6回新株予約権
決議年月日	2022年8月17日
新株予約権の数	25,000個 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 2,500,000株
発行価額	総額5,500,000円 (新株予約権1個当たり220円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり243円
新株予約権の行使期間	2022年9月2日～2024年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格243円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
割当先及び割当新株予約権数	和助キャピタル2号有限責任事業組合 8,000個 中谷 正和 9,000個 日高 早斗 8,000個

(注) 上記新株予約権25,000個のうち当事業年度において4,000個が行使されております。

2023年12月31日現在の未行使新株予約権は8,000個であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2023年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	眞 野 定 也	
取 締 役	中 山 宏 一	管 理 本 部 長 株式会社アセット・ジーニアス代表取締役
取 締 役	塩 田 卓 也	経 営 企 画 部 長
取 締 役	浅 田 大	弁 護 士 法 律 事 務 所 所 長 浅 田 法 律 事 務 所 所 長
常 勤 監 査 役	刈 谷 龍 太	弁 護 士 法 人 護 護 士 法 人 C - L i A 社 員
監 査 役	四 方 直 樹	司 法 書 士 法 人 四 方 事 務 所 特 定 社 員 司 法 書 士 法 人 四 方 事 務 所 特 定 社 員
監 査 役	関 口 常 裕	公 認 会 計 士 、 税 理 士 エンサイド公認会計士共同事務所所長 エンサイドコンサルティング株式会社代表取締役 税 理 士 法 人 エ ン サ イ ド 代 表 社 員

- (注) 1. 取締役 浅田大氏は、社外取締役であります。
2. 2023年3月29日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって、吉野勝秀氏は任期満了により社外取締役を退任しました。
3. 常勤監査役 刈谷龍太氏、監査役 四方直樹氏及び監査役 関口常裕氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 関口常裕氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役 浅田大氏、社外監査役 刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内とします。

なお、当社は、社外取締役 浅田大氏との間で責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月30日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当社と同程度の規模の国内企業と比較して不合理な点は存在せず、報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役の報酬額は、取締役会において、各取締役の職責、在籍年数等に応じて、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で支給額を決定する方針としております。

なお、2017年3月30日開催の第25期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、2002年3月27日開催の第10回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現在のところ、業績連動報酬を支給しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するためストック・オプションを付与する場合には、取締役の職責、在籍年数等に応じて付与数を決定する方針としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

職責に比例して非金銭報酬等の割合を高める方針としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定金銭報酬は、任期中となる4月から翌年3月までの職務執行の対価として毎月支給すること、非金銭報酬等は、潜在株式による希薄化の状況等を勘案し支給を決定することを方針としております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個別の報酬額については、上記a.のとおり、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で取締役会にて決定することとしております。その他の委任等はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	46,200千円 (2,700千円)	46,200千円 (2,700千円)	— (—)	— (—)	5名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	4,800千円 (4,800千円)	4,800千円 (4,800千円)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	51,000千円 (7,500千円)	51,000千円 (7,500千円)	— (—)	— (—)	8名 (5名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係並びに当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

① 取締役 浅田 大

同氏は、弁護士であり、浅田法律事務所の所長であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、2023年3月29日に就任以降、当事業年度中に開催した取締役会19回中19回に出席し、豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。また、弁護士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

② 監査役 刈谷龍太

同氏は弁護士であり、弁護士法人C-LiAの社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、弁護士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

③ 監査役 四方直樹

同氏は司法書士であり、司法書士法人四方事務所の特定社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、司法書

士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

④ 監査役 関口常裕

同氏は公認会計士、税理士であり、エンサイド公認会計士共同事務所の所長、エンサイドコンサルティング株式会社の代表取締役、税理士法人エンサイドの代表社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会28回中28回、監査役会14回中14回に出席いたしました。また、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 HLB Meisei有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

HLB Meisei有限責任監査法人 18,500千円

2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

HLB Meisei有限責任監査法人 18,500千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の算出根拠等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

2. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、上記1.の金額は合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「コンプライアンス・マニュアル」を役員及び使用人全員へ浸透させ、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となるよう役員及び使用人全員に意識付ける。
- ② 内部監査室長を任命し、当社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。
そのための組織として内部監査室長が統括する内部統制委員会を設置する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部監査室長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
- ④ 当社及び当社子会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み（内部通報制度）を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
- ② 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
- ② リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
 - ② ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社子会社に対して、財務状況その他の重要事項について、当社への報告・協議を義務付けている。
- (6) その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正の確保を図る。
 - ② 内部監査室長が統括する内部統制委員会には、各事業部の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社での協議、情報の共有化等の場とする。
 - ③ 法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口に報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査室長に通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - ② 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
 - ③ 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
 - ④ 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な取扱いをしない。
 - ⑤ 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - (a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - (b) 当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
 - ② 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
 - ③ 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。
- (9) 当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- 当社子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う。また、当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。
- (10) (8)及び(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に対して、情報提供を行った取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利な取扱いを受けない制度をコンプライアンス・マニュアルに定める。
- (11) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役求めがあった場合、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行わなければならない。
- (12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
 - ② 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

(13) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 反社会的勢力による不当な要求などが発生した場合には、内部監査室長が統括する内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行い、速やかに内部監査室長を通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。
- ② 反社会的勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。
- ③ 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。
- ④ 株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種規程に則って自ら率先して行動し、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査室との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査室が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査室が定期的に監査を行い、改善に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	92,756	流動負債	46,001
現金及び預金	23,764	未払金	13,534
売掛金	28,926	未払法人税等	4,914
未収入金	212,945	未払消費税等	3,730
前渡金	1,174	未払費用	12,039
前払費用	3,758	預り金	3,256
未収還付法人税等	19,369	前受金	664
未収消費税等	14,968	最終処分場維持管理引当金	5,576
その他	968	その他	2,283
貸倒引当金	△213,118	固定負債	2,648
固定資産	238,340	長期預り保証金	150
有形固定資産	35,000	その他	2,498
建物及び構築物	34,786	負債合計	48,649
機械装置及び運搬具	29	(純資産の部)	
その他	185	株主資本	256,546
無形固定資産	187,014	資本金	150,699
のれん	187,014	資本剰余金	429,338
投資その他の資産	16,324	利益剰余金	△323,467
敷金及び保証金	16,210	自己株式	△24
その他	114	新株予約権	25,901
資産合計	331,097	純資産合計	282,447
		負債純資産合計	331,097

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		175,433
売 上 原 価		74,072
売 上 総 利 益		101,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		381,202
営 業 損 失		279,841
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
還 付 加 算 金	3	
差 入 保 証 金 回 収 益	10	
受 取 返 還 金	698	
そ の 他	4	716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	136	136
経 常 損 失		279,261
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 清 算 益	4,314	
受 取 和 解 金	450	4,764
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	105	
減 損 損 失	118	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	20,000	20,224
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		294,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,064	2,064
当 期 純 損 失		296,785
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		296,785

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
2023年1月1日期首残高	361,852	456,109	△366,004	△24	451,933	27,400	479,333
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行	50,699	50,699			101,399		101,399
減 資	△261,852	261,852			—		—
欠 損 填 補		△339,323	339,323		—		—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△296,785		△296,785		△296,785
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—	△1,499	△1,499
連結会計年度中の変動額合計	△211,153	△26,771	42,537	—	△195,386	△1,499	△196,885
2023年12月31日期末残高	150,699	429,338	△323,467	△24	256,546	25,901	282,447

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	76,841	流動負債	72,702
現金及び預金	3,622	未払金	6,636
前払費用	1,868	関係会社未払金	54,313
未収入金	115,470	未払法人税等	3,564
関係会社未収入金	255,867	未払費用	6,011
前渡金	1,174	預り金	2,176
未収還付法人税等	16,667	負債合計	72,702
未収消費税等	14,968	(純資産の部)	
その他	5,846	株主資本	391,973
貸倒引当金	△338,644	資本金	150,699
固定資産	413,735	資本剰余金	429,338
投資その他の資産	413,735	資本準備金	428,588
関係会社株式	173,618	その他資本剰余金	750
関係会社長期貸付金	230,000	利益剰余金	△188,039
敷金及び保証金	10,035	利益準備金	750
その他	81	その他利益剰余金	△188,789
		繰越利益剰余金	△188,789
		自己株式	△24
		新株予約権	25,901
資産合計	490,577	純資産合計	417,874
		負債純資産合計	490,577

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	19,472	19,472
営 業 費 用		163,727
営 業 損 失		144,254
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,507	
還 付 加 算 金	1	
受 取 返 還 金	698	
そ の 他	3	5,211
経 常 損 失		139,043
特 別 利 益		
受 取 和 解 金	450	450
特 別 損 失		
減 損 損 失	118	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,604	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	20,000	50,723
税 引 前 当 期 純 損 失		189,316
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,276	△1,276
当 期 純 損 失		188,039

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										株 約 権	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式			株 資 合 主 本 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 剰 余 繰 上 金	利 益 剰 余 金	益 剰 余 金 計				
2023年1月1日期首残高	361,852	456,109	-	456,109	750	△340,073	△339,323	△24	478,614	27,400	506,014		
当 期 変 動 額													
新 株 の 発 行	50,699	50,699		50,699				-	101,399		101,399		
減 資	△261,852	△78,220	340,073	261,852				-			-		
欠 損 填 補			△339,323	△339,323		339,323	339,323				-		
当 期 純 損 失 (△)				-		△188,039	△188,039		△188,039		△188,039		
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純額)				-				-		△1,499	△1,499		
当 期 変 動 額 合 計	△211,153	△27,521	750	△26,771	-	151,283	151,283	-	△86,640	△1,499	△88,139		
2023年12月31日期末残高	150,699	428,588	750	429,338	750	△188,789	△188,039	△24	391,973	25,901	417,874		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の会社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年 2月29日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員	公認会計士	武田 剛
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	関 和輝
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月1日

株式会社ジェイホールディングス監査役会

常勤監査役 刈谷龍太 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 四方直樹 ㊞

社外監査役 関口常裕 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まの さだや 真野 定也 (1976年5月25日生)	1999年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2005年10月 エビック・マネジメント株式会社入社 2008年9月 株式会社アイネット証券入社 同社取締役就任 2009年9月 株式会社エビック・グループ入社 2010年6月 ヘッジファンド証券株式会社設立 同社代表取締役就任 2013年9月 LAZO株式会社設立 同社代表取締役就任（現任） 2019年9月 株式会社ジェイリードパートナーズ（当社子会社）代表取締役就任 2020年3月 株式会社アセット・ジニアス（当社子会社）代表取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任） （当社における地位、担当） 代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	なかやま こういち 中山 宏一 (1978年5月12日生)	2011年7月 株式会社グリムス入社 2013年12月 夢の街創造委員会株式会社 (現 株式会社出前館) 入社 2016年6月 当社入社管理本部長 2016年12月 当社取締役就任(現任) 2017年10月 公認会計士登録 2023年6月 株式会社アセット・ジニア ス(当社子会社)代表取締役 就任(現任) (当社における地位、担当) 取締役管理本部長	一株
3	※ やまむろ たかふみ 山室 敬史 (1986年1月27日生)	2009年4月 日本電子計算株式会社入社 2014年2月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2018年8月 公認会計士登録 2019年12月 有限責任あずさ監査法人入社 2020年8月 BSP税理士法人入社 2021年8月 株式会社LATRICO入社(現任)	一株
4	あさだ だい 浅田 大 (1978年10月25日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 法律事務所MIRAI0入所 2013年7月 久田・橋口法律事務所入所 2015年4月 弁護士法人ベリーベスト法律 事務所入所 2015年11月 同法人パートナー就任 2017年10月 浅田法律事務所所長(現任) 2023年3月 当社社外取締役就任(現任) (当社における地位、担当) 社外取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任候補者です。
3. 浅田大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 浅田大氏は、現在、当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 浅田大氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、弁護士としての専門的知見並びに経営に関する見識及び経験を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かすことであります。
6. 当社は、浅田大氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、浅田大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かりや りょうた 刈谷 龍太 (1983年11月22日生)	2012年2月 弁護士登録 2014年4月 グラディアトル法律事務所社員就任 2020年3月 当社常勤社外監査役就任（現任） 2021年9月 弁護士法人C-LiA社員就任（現任）	一株
2	せきぐち つねひろ 関口 常裕 (1984年11月16日生)	2011年1月 みらいコンサルティング株式会社入社 2015年11月 公認会計士登録 2015年12月 関口公認会計士事務所（現 エンサイド公認会計士共同事務所）所長就任（現任） 2016年6月 税理士登録 2016年7月 BSPコンサルティング株式会社代表取締役就任 2017年9月 エンサイドコンサルティング株式会社代表取締役就任（現任） 2017年10月 税理士法人エンサイド代表社員就任（現任） 2018年11月 株式会社エンサイドソリューションズ代表取締役就任 2020年9月 当社社外監査役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 刈谷龍太氏及び関口常裕氏は、社外監査役候補者です。
 3. 刈谷龍太氏は、現在当社の常勤社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、関口常裕氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。
 4. 社外監査役の選任理由について
 刈谷龍太氏は、弁護士としての専門的知見並びに企業経営に関する高い見識を有しており、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、当社社外監査役の候補者となりました。
 関口常裕氏は、公認会計士としての専門的知見並びに企業経営に関する高い見識を有しており、独立した立場で監査体制の強化に資することが期待されるため、当社社外監査役の候補者となりました。

5. 当社は、刈谷龍太氏及び関口常裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館
別館1階 セミナールームD



交通のご案内

都営大江戸線 麻布十番駅 7番出口より徒歩5分

(上り急勾配あり)

東京メトロ南北線 麻布十番駅 4番出口より徒歩8分

(上り急勾配あり)

東京メトロ日比谷線 六本木駅 3番出口より徒歩10分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。